

令和元年度第1回鹿児島県障害者自立支援協議会 議事要旨

1 開催日時

令和元年11月12日（火）14時～

2 場所

鹿児島県庁行政庁舎会議室 8-出-1

3 出席者

- ・委員 19名中16名
- ・事務局 障害福祉課ほか
- ・オブザーバー 鹿児島県社会福祉協議会, NPO法人やどかりサポート鹿児島, 住宅政策室

4 議事録

(1) 定足数の確認

本日の協議会の出席者については、脇村委員、江之口委員、石原委員を除く16名が出席し、定数19名の過半数以上が出席（1名代理）

(2) 報告事項

- ・地域自立支援協議会について

○事務局

（資料1について説明）

○委員

1点目は、各市町村自立支援協議会の地域課題等について情報共有や検討を行い、圏域の協議会の方に上げていき、圏域で解決するものは圏域でしていき、県全体で取り組むものは県に上げていく形で課題を解決する仕組みとして、今取り組まれているという理解でよいか。

2点目は、各市町村自立支援協議会で、教育機関等と連携がとれている市町村はあるか。

3点目は、基幹相談支援センターの今後と、地域生活支援拠点の今後の設置の方向性や各市町村の設置に向けての取組はあるか。

○事務局

1点目の質問に関しては、そのとおり。

2点目の質問に関しては、それぞれの部会やチェック機関との関わりがそれぞれ異なるが、構成員のメンバーには学校の教育関係者も入っているところが多い。

3点目の質問に関しては、基幹相談支援センターの設置は、今後ともすべての地区において設置されることが望ましいと思っている。地域生活支援拠点は、第5期障害福祉計画において、令和2年度末までに、障害保健福祉圏域ごとに少な

くとも1つの整備を目指している。必要に応じて、県から各市町村に対して、地域生活支援拠点の整備に向けた情報提供をしている。

○議長

9月の県議会で質問があり、各市町村自立支援協議会のこども部会において、小中学校や特別支援学校の44名の教員の方々が連携しているとのことである。

○委員

教育委員会の方で各地域で行っている特別支援教育の連絡会と自立支援協議会の連携もしてもらいたい。

○事務局

県教育委員会で実施している特別支援の連携協議会は、一昨年までである程度成果があり、昨年度からは実施をしていないが、地域においては、各地域の実情に応じて、実施していただきたいということで、特別支援連携協議会という名称で、福祉、職業関係（の委員）をお願いしているところであるが、各地域の実情に応じて選定をされると思うので、様々な機会において、自立支援関係の方も入れるようお願いしたい。

○議長

ぜひ、連携をお願いしたい。

また、学校関係者は、放課後等デイサービス事業所と学校の関係性においては、各エリアごとの把握をしていただき、潤滑な円滑な運営をお願いしたい。

○委員

学校、幼稚園、保育園の支援の中で、例えば、本当に軽い療育が必要な子どもたちが、療育ではなく、幼稚園や保育園の一般の中でやっていけるような体制が必要と感じている。特別支援教育の枠と発達支援の連携が、とても必要と感じる。

○議長

保育所等訪問支援等の拡大や、その事業者の育成等を推進していただきたい。

○委員

1点目は、12ページに基幹センターの設置状況があるが、圏域で基幹センターが設置されていないのは南薩だけである。南薩は4市で圏域設置を2年ほど模索していて、来年度できたらという現状で協議は進んでいるところである。その一つのきっかけというのが、地域生活支援拠点が発端で、基幹センターを設置して面的整備をする機関の役割を期待されている。鹿児島市はあるが、他圏域の状況はどうか。

2点目は、地域連絡協議会のこと。一応県内アドバイザー、配置型アドバイザーがあり、地域によっては地域連絡協議会の開催状況がどうかという話を耳にしたりする。また、配置型アドバイザーの方がなかなか呼ばれないということも聞

いているが、どのような状況か。

○事務局

アドバイザーの派遣の実績は、今年度に関しては、今の段階では4件ほど。30年度が1年間で3件。昨年度よりは少し増えている状況である。

地域生活支援拠点の状況は、鹿児島市に1か所整備されている。令和2年度末までに、障害保健福祉圏域ごとに少なくとも1つを整備することを目標にしている。

(3) 協議事項

① 障害者虐待防止について

○事務局

(資料2について説明)

○事務局

県では、5ページに記載の概要の内容を目的として、障害者権利擁護センターを設置している。直接障害がある方と接する機会が多い委員の方に、違った視点で御意見をいただきたい。

○委員

医療法の中で非常に厳しい指導監査等行われて、当然その患者さんに対しての処遇はかなり厳しく監視されてると思うが、一方で、この度の法改正で運営規定の中に、拘束や虐待に関する規定を入れなさいという文言が追加されたが、実際に実地指導等でどのような指導が行われているか。

また、福祉施設従事者による障害者虐待の件数や、どのような方々が実際の虐待の当事者になっているのか、どのような対応が行われて再発防止を徹底されているのかということをお聞きしたい。

○事務局

実地指導は、障害福祉サービスの事業所においては、基本的には3年に1度程度行われていて、運営規程の中身や実施状況についてその中で見ている。

国のホームページでは、障害者虐待と認められた事案は、平成29年度は養護者は、ご両親などが多い。施設従事者は、施設施設長、支援員、施設長、ヘルパー、生活支援員、施設職員となっている。

○議長

市町村担当者が虐待だとなぜ判断したかの要因は、1番目が教育知識、介護技術等の問題。また、人員不足や人員配置の問題、及び関連する多忙さ。そして最後、虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さというところがあげられる。

強度行動障害の方に対する対応が、知識情報としてついていないがゆえに、逆にこだわりを引き出してしまっただけでパニックを併発、偶発して、その結果、押さえ

込むということで、結果的に虐待に至っているというケースもある。このようなことは、とても問題で、国としても、県としても、強度行動障害従事者養成研修をしっかりとやっていきたいと思いますという国からの説明があることを補足します。

例えば、児童虐待とどう違うのか、児童虐待と違う障害者虐待なのか、全く同じスキームで考えていくのかということで、警察との関係性等々も含めて、皆様から御意見等いただきたい。

○事務局

今、雇用の関係は、人手不足で一人一人の従業員を大事にしないといけないという事業所が非常に増えてきて、使用者による虐待は、最近はほとんど目にしない。障害者の皆さんも働きやすいような環境を作っていきたいと思いますというような雰囲気があり、なかなか適性が合わなかったり、長続きしなかったり、いろんな特性がある方々がいるが、最近はいい方向にあると非常に強く感じている。

一方で、支援する中で大きく気になるようなケースが1点ある。これは親の虐待に入ると思うが、例えば、特別支援学校を卒業後、就職して社会人になり、親は、子供の給料をすべて管理する。全く小遣いもなく、全部親が管理し通帳まで管理している。給料をもらったら、また頑張ろうと思う自然な循環がうまくいかない家庭がある。そういう家庭は、ごくごく一部だが、どういうアプローチをすればいいのかと思う。場合によっては、威圧的でなかなか話ができない保護者のケースも多く、そういう意味では、十分虐待の1つと思う。1つでもこのようなケースをなくし、特別支援学校を卒業後の子どもたちが、楽しく仕事ができるように、関係機関と力を合わせて支援をしていかなければいけないとすごく感じているケースが1点ある。

○事務局

場合によっては、グループホームなどで、親から離れて生活することも考えられる。そういう時には、行政、相談支援事業所等が関わって支援をするべきと思う。また、施設で虐待の話が出てきたときには、まず市町村に情報が行き、施設に聞き取りをして、虐待かどうかということも判断される。その後、場合によっては、地域振興局の方でも、監査の権限を持っているので、その事業所に入り、人員基準のチェックや支援計画等を見させていただいている。入所支援施設であると施設監査もあり、それ以外のところはサービスの部分での監査をし、加算の部分の問題等のチェックもする。

○委員

今調べてみたが、使用者、施設従事者、養護者による虐待件数と実際認定されたものの割合でいくと、やはり、養護者による虐待の認定率が高い。4割を超えており、家族から受ける虐待は比較的緊急度が高いのではと思う。虐待をしていると言われて、その御家族の側も、生活苦や小さい頃からどうやって子どもに関わっていいかを迷いながら、様々な機関に相談をしたがうまくいなくて、ある意味、社会がその養護者を加害者にしてしまう一面も少なからずあると思う。施設側の体制は、報酬算定的にも結構ぎりぎりの配置を余儀なくされており、やはり、

この福祉制度そのものの課題はある。養護者を加害者にしないために、様々な機関が連携して、ヘルプを出した時に、基幹相談センターや相談支援事業所がすぐ集まれるような体制と意識を作らないといけない。ただ単純に虐待が起こったわけでは決してなく、長年かけて結果として出てきているということは、現場の立場からは1つ申し上げたいところである。

○議長

9ページの障害者虐待防止権利擁護研修について。施設従事者による虐待を防止するための研修で、要は施設で働いてる方向けの研修で、毎年400、500名が来る研修ですごく意識も上がってきている。

ただ、国には、必要な管理者が来ているか、または、来ていないところはずっと来てないということをはっきりと言われる。虐待をしてしまった職員も、最初からそうしようと思って入ってきたわけではないと考えていくと、組織体制や従業員の体制に無理があれば、虐待が発生しやすいという土壌が生まれやすく、組織としてどう防止するかということに気づいて欲しいので、管理者に出てほしいと言われている。参加できていない事業所、管理者に参加してもらうような仕掛け作りが必要ではと思う。

○議長

虐待防止の研修に関わる中、国から示された資料で、前虐待防止専門官で、日本社会事業大学の准教授の曾根さんが、通報はすべての人を救うということで、4点挙げている。

まず通報すれば、利用者の被害を最小限で食い止めることができる。

2つ目が、虐待した職員の処分や刑事責任と民事責任を最小限に留めることができる。

3つ目が、その職員を雇っている理事長、施設長、責任者の処分、民事責任、道義的責任を最小限に留めることができる。

4つ目が、虐待が起きた施設法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限にとどめることができる。

結局、早いほど、すべてのことが収まりが早くなる。早く通報すると、通報者はまずもって保護される。通報者を守るということも、これも強く言っておられる。

協議の結果を一応まとめると、強度行動障害従事者養成研修をすべての障害者に関わる職員が受けるぐらいの体制で、県社会福祉協議会にさせていただき、県がしっかりと後押しをする。

2つ目が、今の通報をしっかりとしやすい環境を、職場環境を含めて作っていく。

3つ目が、指導監査や事業指導で、虐待防止の研修を受けてないところは受けられないといけない。受講者が、自覚した人が責任者であり、基本的に伝達研修並びに虐待防止マネージャーの設置が1つ柱になっているので、各事業所で作ってほしい。1つの法人で無理であれば、基幹センター並びに虐待防止センターと一緒に、1つの法人で無理であれば、基幹センター並びに虐待防止センターと一緒に、エリアで研修することを提案している。各地方、皆様のところでもバックアップをお願いしたい。

○委員

教育の立場で、子どもたちに、自分たちを大事にする。自分を大事にする場合、周りも大事にする。そして、何か困ったときにSOSを出していいんだよということを、ちゃんと教育の中でしっかりやっていきたいと改めて思った。

② 障害児施設入所児童に係る障害者施策等の円滑な移行について

○事務局

(資料3について説明)

○議長

協議のポイントとしては、例えばこの場でこれから協議する内容は、ワーキンググループの方にも届けられるという理解でよろしいか。

○事務局

御意見は、次回に御報告させていただくような方向で考えたいと思う。

○委員

障害児入所施設を退所して、日中活動や生活の場を整えていく際、措置延期等に限らず退所する子はあると思うが、支援主体者の段取りはどのような人がするのか。

○事務局

障害児の入所施設にいて18歳になる子は、基本的には、各施設で相談支援事業所と連携しながら移行先を探すのが現状。ただ、なかなか移行先を見つけるのに現状苦労している状況もあり、18歳以降も特例的に入所している方もいる状況である。

○議長

サービス等利用計画に関して、実際の相談支援の現場はどうか。

○委員

相談支援の立場から言うと、それまでを知らないということがあると思う。相談としては、障害児の入所になろうがなるまいが相談を受ける。入所も待機があり、計画的に18歳を迎える前の前ぐらいから施設等が連携して準備をし、相談支援の側も、準備段階、協議の場の段階から本人を知っていくことが大切。

○委員

市町村は、基本的に18歳の誕生日が大きな分岐点で、誕生日が来ると者のサービスの仕組みになる。市町村はまず情報がないので、なかなか動きづらいが、例えば、在宅の特別支援学校に通っている方は、学校からの働きかけや教育委員会とも連携し、それぞれの支援学校に通う子どもについての情報提供のお願いをし

ている。情報提供もあり、高等部卒業後にどうしても在宅が難しいことによる入所の相談も早めに受け付けている。そういった方に関しては、誕生日で区分が取得できる形での準備も行える状況にある。

だが、児童の施設に入所の方は、ほとんど市町村に情報がなく、市町村の入所調整は現実難しいと思う。例えば、伊佐市にある施設に伊佐市の方だけいけば入所調整は市町村で可能だが、そうではない。障害の施設は、基本的には全国どこからでも入所ができるので、市町村入所調整は難しい。

○委員

特別支援学校は、産業現場等における実習と合わせて、働く場とともに生活の場の検討も、障害者就業・生活センターとの連携も子どもによっては進めている。卒業後も3年間をめどにアフターケアをしている。

特別支援学校ではないが、高等学校においても、支援の必要な生徒には、引き継ぎのためのシートを作っている。ただ、活用に当たっては、使い方や有効性等について、企業、福祉関係の施設等にも、これから図っていかないといけないという状況である。

○委員

相談支援の計画作成に関して、本来であれば、保護者と相談支援と福祉を使っている場合であれば相談支援等が連携して、寄り添いながらニーズに合わせた地域移行をしていく。チームの中に学校も一緒に入っていくこともあるが、相談支援自体がそもそもない状態だからこそ、相談支援の役割をおそらく児童施設が本来担わなければならない。今回の制度改正を踏まえて変えていかなければならないときに、現在の枠組みの中にどう役割を与えられるかをぜひ検討いただきたい。

また、支援の必要な介護型やヘルパー等を入れる事業所が、地域、郡部の中にもたくさん必要ではないかと思う。学校とすると、他の機関の役割が正直少し不明瞭である。

○議長

課題は、児童に対するサービス等利用計画を立てる相談員が圧倒的に不足している、もしくは必要とされていない。それはお母さん、お父さんがいらっしゃる、もしくは児童入所施設が変わりをしてきているということ。だから進まないんだという話にも聞こえたのだが、鹿児島県相談支援ネットワーク会議の相談支援の方でも検討してもらいたい。そのために、冒頭の議論でも出たが、地域自立支援協議会のこども部会はそのためにあることを再認識するタイミングなのかと。各学校もしくは1施設が抱え込むのではなく、エリアとしての問題である。障害分野だけで探すのではなく、少し広めに見ていくことも必要では。鹿児島は、いい取組が各所に散りばめられているが、なかなかこういう場でも、広めていただく機会がないので、私たちもキャッチしながらお互いに情報共有ができたらと思う。

(3) その他（地域ふくし連帯保証について）

○オブザーバー

(資料に沿って説明)

○委員

住宅入居等支援事業という地域生活支援事業で市町村で行う部分があり、相談支援事業所にも委託ができるサービスがあるが、先ほどの協定締結の落穂会やおぞらケアグループなどで居住サポート事業を使われる話はあるか。

要は、こういった支援者の方がどれだけ動きやすくなるかというところを、行政的な部分でも、市町村も含めて支援をした方がよいのかなと思う。支援がうまくいけば途中でいなくなったりする人の家賃を保証しないといけないというような事例も少なくなってくるので、利用が少ないようであれば、どういう形であれば使えるかを教えてほしい。

○オブザーバー

霧島市のオレンジの里が居住サポート事業をしている。オレンジの里とやどかりは非常に深くよく連携している。つまり、オレンジの里が支援をして地域移行された精神障害者の方の地域移行が特に多いです。その方を、オレンジの里が支援者になって、やどかりが連帯保証する事例は非常にある。